

新型コロナウイルス感染症に関する給付制度・融資制度一覧

自由民主党福岡市議団まとめ (令和2年7月14日時点)

※国や県等が窓口となる情報も掲載しています。制度概要は日々更新されていますので掲載情報が最新の状況とは異なる場合があります

	このような方が対象です	支援の内容	申請・問合せ先
個人向けの生活支援	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 家族がコロナウイルスに罹患した などの理由で	収入が減ってしまった方 (申請は世帯単位になります)	生計維持のための小口の融資を受けられます 貸付上限: <b>10万円</b> (特例の場合 <b>20万円</b> ) 据置期間: 1年以内、償還期限: 2年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります <a href="https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/">https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/</a>
	経営している会社が倒産した 勤務先のお店が廃業した アルバイト先から解雇された などの理由で	失業して収入がなくなった方 (申請は世帯単位になります)	生活再建のための融資を受けられます (3ヵ月分まで) 貸付上限: <b>15万円</b> (単身世帯・月額) <b>20万円</b> (複数世帯・月額) 据置期間: 1年以内、償還期限: 10年以内 (無利子) ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります <a href="https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/">https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/</a>
	学校が休業しているので仕事に出ることができない コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった 会社の倒産や雇止めなどで失業してしまった などの理由で	家賃の支払いができず 住まいを失う恐れがある方や 住まいを失った方	行政が代わりに家賃を支払ってくれます (原則3ヵ月分まで) 支給上限: <b>3.6万円~5.6万円</b> (世帯員数ごとに上限あり・月額) ※最大で9ヵ月まで延長される場合があります
	令和2年4月27日付で福岡市に住民登録されている全ての方		1人あたり <b>10万円</b> の支給を受けることができます ※マイナンバーカードを使ったウェブでの申請も可能 【マイナポータル】で検索
	令和2年6月分の児童扶養手当を福岡市から支給されたひとり親世帯 ※令和2年3月31日までに出生した0歳から中学生までの子どもが対象?		<b>5万円</b> の支給を受けることができます (第2子以降は1人につき <b>3万円</b> ) 収入が減少している世帯には別途5万円の支給があります
	・外出自粛により客足が減り売上が減少した ・行政から休業要請を受け営業を休止した などの理由で	雇用主から休業を要請された 労働者で休業手当を受け取っていない方 (非正規雇用も含む)	労働者個人が休業手当を申請することができます 日額上限: <b>11,000円</b> (日額賃金の80パーセントの範囲内、月額上限は33万円)
事業者向けの支援 (給付型)	緊急事態宣言の発出を受けて、4月7日から5月6日 (第一期) 及び 5月7日から5月31日 (第二期) の間に 休業要請や営業時間の短縮要請に協力した事業者		家賃支援を受けることができます 第一期→支給上限: <b>50万円</b> (補助率80パーセント) 第二期→支給上限: <b>30万円</b> (補助率80パーセント) ウェブでの申請受付中・5月18日より支給開始 市のホームページから手続き頂けます 郵送での手続きにも対応しています 申請期限→令和2年7月31日 (第一期、二期ともに)
	令和2年5月から12月末までの間で ①いずれかの月の売上が前年同月比で50パーセント以上減少した事業者 または ②連続する3か月の売上が前年同時期比で30パーセント以上減少した事業者		法人の場合以下の算定方法で最大6ヵ月分、上限 <b>600万円</b> の家賃支援を受けられます A. 月額家賃が75万円以下→ <b>月額家賃の3分の2</b> B. 月額家賃が75万円以上→ <b>50万円に加えて、50万円を超える部分の3分の1</b> ※月額の上限は100万円 ※個人事業主は <b>月額の上限が50万円、総額300万円</b> です 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8時30分から19時 (土日含む) ※今後、申請サポート窓口を開設予定 ※令和2年7月14日からウェブでの申請受付が開始されました→ <a href="https://yachin-shien.go.jp/">https://yachin-shien.go.jp/</a>
	学校休業のために仕事ができない 幼児の家庭保育をするために仕事ができない などの理由で	令和2年4月1日から9月30日で 仕事を休んで収入が減少した フリーランスや個人事業主	休業を受けることができます (学校等が休みの日は除外) 日額上限: <b>7,500円</b> ※仕事を受注していたこと (委託契約等) を証明するものが必要 ※子どもの保育等のために契約の業務を行えなかった日数が支給対象
	学校休業のために出勤できない 幼児の家庭保育をするために出勤できない などの理由で	令和2年4月1日から9月30日までの間に 仕事を休む従業員に休業手当を支払った雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	休業手当分の給付を受けることができます (学校等が休みの日は除外) 日額上限: <b>15,000円</b> 補助上限が <b>8,330円</b> から引き上げられました
	外出自粛などにより客足が減り売上が減少した 行政から休業要請を受け営業を休止した などの理由で	令和2年4月1日から9月30日までの間に休業した従業員に休業手当を支払った雇用主 (パート等非正規雇用も含む)	休業手当分の給付を受けることができます 日額上限: <b>15,000円</b> 補助上限が <b>8,330円</b> から引き上げられました
	休業要請や営業時間の短縮要請の対象外で、市民生活に必要なサービスを安全に提供している事業者 (令和2年1月から5月のひと月で売上が前年同月より30パーセント以上落ち込んだことが要件)		法人 <b>15万円</b> 、個人事業主 <b>10万円</b> の支給を受けることができます (申請期限: 7月31日まで) ※5月25日より市のホームページで申請受付開始 <a href="https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/kyugyoyoseigai.html">https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/r-support/business/kyugyoyoseigai.html</a>
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降において 30パーセント以上50パーセント未満の範囲で売上が減少した企業並びに個人事業主 (緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む)		以下の給付を受けることができます 支給上限: <b>50万円</b> (法人) 支給上限: <b>25万円</b> (個人事業主) ※今後さらに業績が悪化した場合は国の持続化給付金も受給可
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和2年1月以降において ひと月の売上が前年比で50パーセント以上減少した企業並びに個人事業主 (緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む) ※県の持続化緊急支援金を受けた後で業績が更に悪化した方は、申請が可能です		以下の給付を受けることができます 支給上限: <b>200万円</b> (法人) 支給上限: <b>100万円</b> (個人事業主) 申請用ウェブサイト→ <a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a>	
事業者向けの支援 (融資型)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年比よりも20パーセント以上落ち込み、その後の2ヵ月間を含む 3か月の売上が20パーセント以上落ち込む見込みの事業者	一般枠とは別枠で <b>最大1億円</b> の融資の申込が可能に 保証協会から <b>100パーセントの保証</b> を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (セーフティネット保証4号) (福岡市経営安定化特別資金)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 前年比よりも売上が5パーセント以上落ち込んだ事業者 (中小企業庁が定める指定業種が対象) 指定業種については下記のURLから最新の情報をご確認ください <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</a>	一般枠とは別枠で <b>最大1億円</b> の融資の申込が可能に 保証協会から <b>80パーセントの保証</b> を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (セーフティネット保証5号) (福岡市経営安定化特別資金)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年比よりも15パーセント以上落ち込み、その後の2ヵ月間を含む 3か月の売上が15パーセント以上落ち込む見込みの事業者	<b>最大1億円</b> の融資の申込が可能に (一般枠・セーフティネット枠とは別枠) 保証協会から <b>100パーセントの保証</b> を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 (福岡市経営安定化特別資金・危機関連保証)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ中小企業	<b>3億円</b> までの融資を受けることができます 運転資金: 15年以内償還 (内、据置期間5年以内) 設備投資: 20年以内償還 (内、据置期間5年以内)	日本政策金融公庫・ 福岡支店 中小企業事業→092-431-5296または 商工中金福岡支店→092-712-6551 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ事業者 (創業3か月以上から1年1か月の事業者については、①過去3か月の平均売上②令和元年12月の売上 ③令和元年10月から12月のいずれかと、直近1か月の売上の比較で5パーセント以上落ち込んだ方)	<b>6千万円</b> までの融資を受けることができます 運転資金: 15年以内償還 設備投資: 20年以内償還	日本政策金融公庫・国民生活事業 福岡支店 092-411-9111 (東区・博多区) 西支店 092-712-4381 (その他の5行政区) (新型コロナウイルス感染症特別貸付)